

見積参加希望業者 殿

独立行政法人水資源機構 分任契約職
総合技術センター所長 安藤 昌文
(公印省略)

見積依頼書

1 件 名 総合技術センター除草等工事
2 工事場所 埼玉県さいたま市桜区大字下大久保1674番地 外
独立行政法人水資源機構 総合技術センター
3 工期 契約締結の翌日から令和8年2月27日まで
4 内容等 別添、特記仕様書等のとおり

上記について、下記により見積合わせを行いますので、入札心得書等を熟覧のうえご提出をお願いいたします。

記

- 1 現場説明 実施しません。
- 2 見積参加要件 当機構における一般競争(指名競争)参加資格業者のうち、建設工事の工種区分「その他の工事」の認定を受けていること。
- 3 見積書等
1) 様式等 見積書には見積年月日並びに見積者の住所及び氏名(法人の場合は、法人名及びその代表者名)を記載し、代表者の印章を押印してください。ただし、押印は「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を明記することで省略することができます。
- 2) 提出方法 FAX、電子メール、持参又は郵送(一般書留、簡易書留、その他配達の記録が残る方法に限る。)の方法による。
- 3) 提出期限 令和8年1月8日(木) 10:00まで
- 4) 提出先 独立行政法人水資源機構 総合技術センター マネージメントグループ 契約担当
FAX 048-853-1787 メール: nyukei_sougicenter@water.go.jp
- 5) 質問書 令和7年12月24日 10:00まで
※質問の回答については、原則として提出期限の翌日までにHPに掲載します。
- 6) 見積回数 2回を限度とする。
なお、当初の見積徴取において予定価格の制限に達した価格の見積書がない場合の再度の見積書の提出については、改めて連絡するものとし、再度の見積書の提出の期限は、令和8年1月9日 16時00分までとします。
- 7) その他
①見積価格は、見積者が消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載してください。
- ②見積書を送信した後は、見積書の引き換え若しくは変更又は見積の取消しはできません。また、見積者は見積り誤り等を理由に見積もりの無効を主張することはできません。
- 4 見積結果 見積結果については、契約の相手方として決定した者のみに、原則として提出期限の翌日(翌日が休日となる場合には休日でない直後の日)までに通知します。
- 5 その他
1) 契約金額は、見積書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)とします。
- 2) 請負代金の支払いについては、履行確認後の一括支払となります。
- 3) 最低金額を出した見積者が複数ある場合は「くじ」により契約の相手方を決定します。くじの方法は、別添「くじの方法」とおりとします。
- 4) 契約の相手方として決定した者に、契約書又は請書の提出を求める。

総合技術センター除草等工事

特記仕様書

令和7年12月

独立行政法人水資源機構
総合技術センター

第1条 適用

本特記仕様書は、独立行政法人水資源機構総合技術センター（以下「発注者」という。）が、別に定める「土木工事共通仕様書（平成30年4月）」に優先して「総合技術センター除草等工事」（以下「工事」という。）に適用する。

第2条 工事概要

総合技術センターについて刈り取りによる除草、高木、下枝の伐採、剪定を行うとともに刈草や剪定枝等の運搬・処分を行うものである。

第3条 工事場所及び実施回数等

1 工事場所

水理実験場：〒338-0825 埼玉県さいたま市桜区大字下大久保1674番地 外
独立行政法人水資源機構 総合技術センター

2 実施回数等

実施回数は工期中1回とする。

第4条 工期

契約締結の翌日から令和8年2月27日（金）までとする。

第5条 施工範囲

数量表

施工範囲	作業内容	数量
境界フェンス内側2M以上（別添え図面のとおり）	高木剪定作業費	25人工
	除草作業費	15人工
	高所作業車等重機	1式
	機材運搬費	1式
	樹木処分運搬費	1式
	樹木処分費	1式
	除草処分運搬費	1式
	除草処分費	1式
	諸経費	1式

第6条 工事内容

1 除草・剪定・伐採

（1）作業日については、作業に適した時期、天候の状況、土壤の乾燥状況及び施工範囲内の状況を踏まえて担当職員と協議の上決定するものとする。なお、

風の強い日・大雨が降りそうな時は、担当職員と予め協議し順延するものとする。

(2) 作業にあたり、下記の内容に留意するものとする。

- i. 総合技術センター内に繁茂している雑草を刈り取ること。
- ii. 担当職員の指示に従って剪定や伐採を行うこと。
- iii. 刈り残しが無いように注意しながら作業を行うこと。
- iv. 可能な限り草の下方・根元近くで刈り取ること。
- v. 蔓草を除去すること。
- vi. フェンスに巻き付いている蔓は、施工範囲に隣接する他社所有施設及び他者所有民地を傷つけぬよう丁寧に、切除し取り除くこと。
- vii. 作業に邪魔な枝を払うこと。

(3) 施工範囲に隣接する他社所有施設及び他者所有民地に刈草・砂等が飛散しないよう対策を行うものとする。

(4) 施工上当然必要と認められる軽易なものは、受注者の負担で準備すること。
なお、施工するための工具・機械・方法については指定しない。

2 刈草等の運搬及び処分

一 施工範囲の清掃

(1) 工事により発生した刈草等を片付けるものとする。

二 刈草等の処分

(1) 発生した刈草等は荷崩れや落下のないように積み込み、運搬時に積み荷の飛散防止対策を行うものとする。

(2) 刈草等は受注者の責任のもと、廃棄物の処理及び清掃に関する法律とそれに関連する規則の定めるところにより、受入れ施設へ運搬し処分を行うものとする。

第7条 安全管理

(1) 施工範囲に隣接する他社所有施設及び他者所有民地を損傷しないようにするものとする。

(2) 施工範囲内の施設物及び樹木を損傷しないよう注意するものとする。

(3) 事前に工事実施の告知を行うとともに、工事中は刈り取り作業について明示し、工事場所及び周辺の利用者・近隣住民等に周知と注意喚起を行うものとする。

なお工事情報看板や工事説明看板及び工事中看板等の、記載内容及び設置箇

所については設置前に担当職員と協議し決定するものとする。

- (4) 法令による手続きが必要な場合は、担当職員と調整し遗漏なきよう行うものとする。
- (5) 作業員の安全確保のため、労働安全衛生規則に基づいた施工に必要な安全対策を徹底するものとする。
- (6) 施工にあたり、刈払機やチェーンソー等を使用する等といった危険又は有害な作業を行う場合は、労働安全衛生法及び労働安全衛生規則等により定められた特別教育等を受けた者が実施するものとする。

第8条 提出書類

本工事に関する書類は次のとおりとし、受注者は施工終了後速やかに発注者に提出するものとする。

- (1) 完成届
- (2) 刈り取り等に係る施工写真（施工前・施工中・施工完了） 一式
- (3) 刈草等の運搬・処分に係る証明書類等の写し 一式

第9条 その他

1 工事実施上の義務

一 損害賠償義務

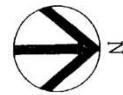
- (1) 故意又は過失を問わず、受注者が第三者または第三者所有の施設や民地、物品に対し損害を与えた場合には、受注者はその損害の賠償を行わなければならない。
- (2) 故意又は過失を問わず、受注者が発注者所有の施設や物品を棄損又は滅失した場合には、担当職員が指定する期間内までに受注者は原状回復を行うか、もしくはその損害の賠償を行わなければならない。

二 報告義務

- (1) 受注者は、事故もしくは故障等が発生した場合は速やかに発注者に報告しなければならない。

2 疑義等

本特記仕様書に明記されていない事項及び本特記仕様書に対し、疑義が生じた場合については速やかに担当職員と協議するものとする。



施工範囲

【施工範圍】

1. 除草は、境界フェンス内側2M以上の範囲を実施(1,200m²以上)
 2. 境界フェンス付近の高木は、原則、伐採を実施する

現況配置図 S=1/300

